

政令第四十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政

令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十二条第四項、第二十八条第四項、第三十三条、第四十一条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七十三条並びに第七十八条第二項及び第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第三十二条）

第二章 経過措置（第三十三条―第三十八条）

附則

第一章 関係政令の整備

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

第四条を削る。

第三条中「第三十三条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第一号中「第三十二条第三項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同条第二号中「第三十二条第四項」を「第二十六条第四項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第三十三条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第十五条

第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しよ

うとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、

その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得たガス小売事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。第五条を削る。

第六条第一項中「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第二十八条第一項及び第二項並びに第三十条の二」を「第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条」に改め、「準用事業者」の下に「（法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十三条第六項及び第十五条第四項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第三十一条、第三十五条第二項及び第三十

六条」を「第二十五条、第三十条第二項及び第三十一条」に改め、同条を第五条とする。

第六条の二中「第三十八条の三第一項」を「第一百七十七条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第十四条中「第五十二条の三」を「第一百九十一条」に、「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項を次のように改める。

法第八十九条第一項の政令で定める規定は、法第十四条から第十七条まで、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一項ただし書、第三項、第四項、第七項、第十二項及び第十三項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項から第四項まで、第五十条、第五十一条第二項及び第三項、第五十三条、第五十四条、第五十九条第一項、第七十五条、第七十六条第一項ただし書及び第三項から第五項まで、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条、第八十条、第八十三条第一項、第八十九条第二項から第五項まで、第九十条、第九十二条並びに第九十五条第一項の規定とする。

第十三条第二項中「第五十二条の二第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同条第三項を次のよう

に改める。

3 法第百八十九条第二項のガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定は、法第二十一条、第二十三条から第二十五条まで、第三十条から第三十四条まで、第六十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条から第六十九条まで（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項、第七十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条から第一百二条まで、第一百三第二項及び第一百四の規定とする。

第十三条第四項ただし書中「同表」の下に「第四号、」を加え、「第八号、第十一号」を「第九号、第十四号」に、「第三十二号及び第三十三号」を「第三十三号及び第三十四号」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>一 法第三条、第五条、第六条、第九条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十三条第二項並びに第十九条の規定に基づく権限であつて、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガ</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長</p>
---	------------------------------------

---

ス小売事業者（当該業務を行う区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

二 法第七条第一項、同条第三項において準用する法第五条及び第六条並びに第七条第四項及び第五項の規定に基づく権限（前号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者に関する場合及び変更により同号に規定するガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）

三 法第八条第二項の規定に基づく権限（第一号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同号に規定するガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）

四 法第二十条の規定に基づく権限

---

ガス小売事業に係る  
業務を行う区域を管  
轄する経済産業局長  
ガス小売事業に係る  
業務を行う区域を管  
轄する経済産業局長  
又はガス工作物若し

---

---

五 法第二十一条第二項（法第一百五十五条において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十一条第二項及び第三項（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第九十六条第二項及び第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物（準用事業者にあつては、その事業の用に供する工作物。以下この号及び第八号から第十号までにおいて同じ。）に関するもの

六 法第二十二條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）及び第六十二條第三項（同條第四項（法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）及び法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある

---

くは消費機器の設置  
の場所を管轄する産  
業保安監督部長

ガス工作物の設置の  
場所を管轄する産業  
保安監督部長

ガス工作物の設置の  
場所を管轄する産業  
保安監督部長

---

ガス工作物に関するもの

七 法第二十四条第一項から第三項まで、第六十四条第一項から第三項まで（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項から第三項までの規定に基づく権限であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス事業者（ガス小売事業者にあつては、その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを、一般ガス導管事業者にあつては、供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

八 法第二十五条第二項（法第一百五十五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第二項の規定に基づく権限であつて、その監督に係るガス工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス主任技術者に関するもの

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

るもの

九 法第三十一条（法第百五条において準用する場合を含む。）、第六十七条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条の規定に基づく権限であつて、その監督に係るガス工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス主任技術者に関するもの

十 法第三十二条第一項、第二項及び第四項から第八項まで、第六十八条第一項、第二項及び第四項から第八項まで（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第百一条第一項、第二項及び第四項から第八項まで、第百三条第一項並びに第百五条において準用する法第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物の工事に關するもの

十一 法第三十五条、第三十八条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

供給区域を管轄する

第二項、第四項及び第五項、第四十三條第二項、第四十四條第一項及び第

經濟産業局長

二項、第四十六條第一項及び第二項、同條第三項において準用する法第四十五條第三項、第四十八條第一項本文（同條第二項において準用する場合を含む。）、第一項ただし書、第三項ただし書、第六項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第四十九條第一項、第三項及び第四項、第五十條、第五十一條第一項、第二項ただし書及び第三項、第五十五條第一項、第四項から第六項まで（これらの規定を同條第八項において準用する場合を含む。）及び第七項、第九項及び第十項、第五十六條第一項、第二項、第四項及び第五項、第五十九條第二項並びに第六十條の規定に基づく権限であつて、供給区域が一の經濟産業局の管轄区域内のみにある一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

十二 法第四十條第一項及び同條第二項において準用する法第三十九條の規

供給区域を管轄する

---

定に基づく権限であつて、前号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの（変更後の供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。）

十三 法第四十二条第一項及び第二項の規定に基づく権限（第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同号に規定する一般ガス導管事業者以外の者となる場合を除く。）

十四 法第五十四条第二項の規定に基づく権限であつて、第十一号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの

十五 法第五十七条の規定に基づく権限

---

経済産業局長

供給区域を管轄する

経済産業局長

供給区域を管轄する

経済産業局長

供給区域を管轄する

経済産業局長又はガ

ス工作物の設置の場

所を管轄する産業保

---

---

十六 法第五十八条の規定に基づく権限であつて、供給区域が同一の経済産業局の管轄区域内にある一般ガス導管事業者に関するもの（第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者に関する場合を除く。）。

十七 法第七十二条第一項、第四項から第六項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項及び第九項、第七十三条第二項、第七十四条、第七十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項ただし書及び第四項、第七十七条第一項、第三項及び

第四項、第八十一条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第八十三条第二項の規定に基づく権限であつて、法第七十二条第一項第四号イに規定する導管（以下この条において「特定導管」という。）の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある特定ガス導管事業者に関するもの

---

安監督部長

供給区域を管轄する  
経済産業局長

特定導管の設置の場  
所を管轄する経済産  
業局長

---

---

十八 法第八十条第二項の規定に基づく権限であつて、前号に規定する特定  
ガス導管事業者に関するもの

---

特定導管の設置の場  
所を管轄する経済産  
業局長

十九 法第八十二条の規定に基づく権限

---

特定導管の設置の場  
所を管轄する経済産  
業局長又はガス工作  
物の設置の場所を管  
轄する産業保安監督  
部長

二十 法第九十四条の規定に基づく権限

---

液化ガス貯蔵設備等  
(法第二条第四項第  
二号イに規定する液  
化ガス貯蔵設備等を

---

---

二十一 法第六六条の規定に基づく権限であつて、その事業の用に供する工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある準用事業者に関するもの

二十二 法第三百三十八条第二項第一号の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの

---

いう。以下この条において同じ。）の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長  
事業場の所在地を管轄する経済産業局長

---

---

二十三 法第四百十条、第四百十一条第二項、第四百十二条から第四百四十四条まで及び第四百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分（法第四百十条に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。）に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの

二十四 法第四百四十八条及び第四百四十九条の規定に基づく権限

二十五 法第六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その保安業務（同条第一項に規定する保安業務をいう。）に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）、一般ガ

---

事業場の所在地を管轄する経済産業局長

届出事業者の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

---

---

ス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）及び特定ガス導管事業者に関するもの

二十六 法第六十一条の規定に基づく権限

二十七 法第六十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある土地に関するもの

二十八 法第六十八条第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある植物に関するもの

二十九 法第七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づく権限（法第八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの

---

消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

土地の所在地を管轄する経済産業局長  
植物の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長

---

---

(一) ガス小売事業者等に関するもの

(二) 一般ガス導管事業者に関するもの

(三) 特定ガス導管事業者に関するもの

---

ガス小売事業に係る  
業務を行う区域を管  
轄する経済産業局長  
又はガス工作物若し  
くは消費機器の設置  
の場所を管轄する産  
業保安監督部長  
供給区域を管轄する  
経済産業局長又はガ  
ス工作物の設置の場  
所を管轄する産業保  
安監督部長  
特定導管の設置の場

---

---

(四) ガス製造事業者に関するもの

---

所を管轄する経済産  
業局長又はガス工作  
物の設置の場所を管  
轄する産業保安監督  
部長

(五) 準用事業者に関するもの

---

液化ガス貯蔵設備等  
の設置の場所を管轄  
する経済産業局長又  
はガス工作物の設置  
の場所を管轄する産  
業保安監督部長  
工作物の設置の場所  
を管轄する産業保安

---

---

(六) ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの

三十 法第七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの

三十一 法第七十六条第一項の規定に基づく権限

三十二 法第八十二条第一項の規定に基づく権限（第十一号に掲げる権限の行使に係る場合に限る。）

---

監督部長

事業場の所在地を管

轄する経済産業局長

事業場の所在地を管

轄する経済産業局長

ガス小売事業に係る

業務を行う区域を管

轄する経済産業局長

及びガス工作物の設

置の場所を管轄する

産業保安監督部長

供給区域を管轄する

経済産業局長

---

---

三十三 法第八十二条第一項の規定に基づく権限（法第四百十九条の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る。）

三十四 法第八十五条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの

(一) ガス小売事業者等に関するもの

(二) 一般ガス導管事業者に関するもの

(三) 特定ガス導管事業者に関するもの

(四) ガス製造事業者に関するもの

---

事業場の所在地を管轄する経済産業局長

ガス小売事業に係る

業務を行う区域を管

轄する経済産業局長

供給区域を管轄する

経済産業局長

特定導管の設置の場

所を管轄する経済産

業局長

液化ガス貯蔵設備等

の設置の場所を管轄

---

する経済産業局長

第十三条第五項中「第五十二条の二第一項又は第二項」を「第八十九条第一項又は第二項」に改め、同項の表を次のように改める。

一 法第七十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの

(一) 一般ガス導管事業者に関するもの

供給区域を管轄する

経済産業局長

(二) 特定ガス導管事業者に関するもの

特定導管の設置の場

所を管轄する経済産

業局長

(三) ガス製造事業者に関するもの

液化ガス貯蔵設備等

の設置の場所を管轄

する経済産業局長

二 法第七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づく権限であ

つて、次に掲げるもの

(一) ガス小売事業者等に関するもの

(二) 一般ガス導管事業者に関するもの

(三) 特定ガス導管事業者に関するもの

(四) ガス製造事業者に関するもの

ガス小売事業に係る

業務を行う区域を管

轄する経済産業局長

供給区域を管轄する

経済産業局長

特定導管の設置の場

所を管轄する経済産

業局長

液化ガス貯蔵設備等

の設置の場所を管轄

する経済産業局長

第十三条を第十五条とする。

第十二条第一項中「第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四十七条の二第一項」を「第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に、「ガス事業者に対し」を「ガス小売事業者に対し」に改め、「（大口ガス事業者にあつては、第三号を除く。）」を削り、同項第一号中「ガスの供給業務」を「ガス小売事業」に改め、同項第二号中「ガス工作物」を「ガス小売事業の用に供するガス工作物」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「消費機器」の下に「（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第十五条第三項及び第四項において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この項において同じ。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し

報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。

3 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が一般ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 一般ガス導管事業の運営に関する事項

二 会計の整理に関する事項

三 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

四 第一項第三号に掲げる事項

4 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 特定ガス導管事業の運営に関する事項

二 前項第二号に掲げる事項

三 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

5 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス製造事業者に対し報告をさせることができる

事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ガス製造事業の運営に関する事項

二 第三項第二号に掲げる事項

三 ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

第十一条を第十三条とする。

第十条中「第三十九条の十七第二項」を「第一百五十六条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第三十九条の十一第一項ただし書」を「第一百四十六条第一項ただし書」に改め、同条を第十

一条とする。

第八条中「第三十九条の二第二項」を「第一百三十七条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「第三十九条の二第一項」を「第一百三十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第六条の三中「第三十八条の三第一項」を「第一百七十七条第一項」に、「第三十八条の三第二項」を「第百

七条第二項」に、「第三十八条の三第四項」を「第一百七十七条第四項」に、「第三十八条の三第三項」を「第

百七条第三項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録ガス工作物検査機関の登録等の有効期間)

第八条 法第二百二十六条第一項(法第一百五十二条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

別表第一中「(第七条関係)」を「(第九条関係)」に改める。

別表第二中「(第八条、第九条関係)」を「(第十条、第十一条関係)」に改める。

(電気事業法施行令の一部改正)

第二条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「法第三十五条第一項の規定により当事者の一方からあつせんの申請」を「当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請(第十六条において単に「あつせんの申請」という。)」に改める。

第十条第一項中「申請」の下に「(第十六条において単に「仲裁の申請」という。)」を加える。

第十六条中「法第三十五条第一項の規定による」及び「法第三十六条第一項の規定による」を削る。

第二十七条第三項ただし書中「第二十八号」を「第二十七号」に、「第三十六号」を「第三十五号」に

改め、同項の表第十三号(二)中「出力九十万キロワット未満の火力発電所」を「火力発電所」に改め、「内燃力」の下に「その他経済産業省令で定めるもの」を加え、「及び火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備(発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。)」に関するものを削り、同表第十六号(二)中「出力九十万キロワット未満の火力発電所」を「火力発電所」に改め、「(出力を九十万キロワット以上とする変更の工事を除く。)」に関するもの及び火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備の工事(出力を九十万キロワット以上とする変更の工事を除く。)」を削り、同表第十七号中「おいて行われる使用前自主検査」を「ある電気工作物」に、「使用前自主検査の」を「電気工作物の設置の」に改め、同表第十九号を削り、同表中第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同表第二十二号中「前号(一)及び(二)」を「第十三号(二)、(三)及び(五)」に、「おいて行われる定期事業者検査」を「ある電気工作物」に、「定期事業者検査の」を「電気工作物の設置の」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表中第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第三条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百二条の二第二号中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

(地方自治法施行令及び国有財産法施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者及び同条第六項に規定するガス導管事業者」を「第二条第十二項に規定するガス事業者」に改める。

一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十九条の四第一項第四号

二 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第十二条の五第四号

(建築基準法施行令の一部改正)

第五条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改める。

第百三十条の四第五号ハ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事

業」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改める。

第三百三十条の九の六第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に、「同条第三項」を「同条第九項」に、「簡易ガス事業」を「ガス製造事業」に改める。

第四百四十四条の三第六号中「第三十九条の二第一項」を「第三百三十七条第一項」に改める。

(道路法施行令の一部改正)

第六条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号ホ中「第二条第一項」を「第二条第十一項」に、「一般ガス事業」を「ガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く。)」に改め、「又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を削る。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第七条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第十一号中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に、「同条第一項に規定する一般ガス事業の用、同条第五項に規定するガス導管事業の用又は同条第八項に規定する大口ガス事業の用」を「同条第十一項に規定するガス事業(同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管

によりこれを供給する同項に規定する小売供給を行う事業を除く。)の用」に改める。

(危険物の規制に関する政令の一部改正)

第八条 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「第四十七条の五第一項」を「第一百七十六条第一項」に改める。

(所得税法施行令の一部改正)

第九条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第八号カ中「第二条第一項(」を「第二条第五項(」に、「一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「特定ガス導管事業」に改める。

第七十九条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第十条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号ヨ中「第二条第一項(」を「第二条第五項(」に、「一般ガス事業若しくは同条第三項

に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「特定ガス導管事業」に改める。

第三百三十八条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十一条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第一百号（三）」を「第一百号（五）」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十二条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号中「同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る」を「同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く」に改める。

第二十三条第三号中「第二条第二項」を「第二条第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

(都市再開発法施行令の一部改正)

第十三条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七第二号中「第二条第二項」を「第二条第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

(ガス事業法関係手数料令の一部改正)

第十四条 ガス事業法関係手数料令(昭和四十五年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第四十一条第一項第一号」を「第一百六十四条第一項第一号」に改め、同項の表第四号の項中「第三十二条第三項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項の下欄第三号及び同表の四の項の下欄第一号中「第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(都市緑地法施行令の一部改正)

第十六条 都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十九号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「ガス小売事業」に、「に限り、」を「及び」に改める。

(消費生活用製品安全法施行令の一部改正)

第十七条 消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第三十九条の十八」を「第一百五十七条」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

第十八条 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十一条第一項」を「第二十五条第一項、第六十五条第一項」に、「第三十七条の十」を「第八十四条第一項」に改め、「含む。」の下に「及び第九十八条第一項」を加え、「及び労働安全衛生法」を「並びに労働安全衛生法」に改める。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二号中「第二条第一項又は第三項」を「第二条第五項」に改め、「提供」の下に「(同項に規定する最終保障供給に係るものに限る。)」を加える。

附則第三項に次の二号を加える。

三 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する役務の提供

四 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十八條第一項に規定する役務の提供

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第十項に規定するガス事業」を「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及

び同条第七項に規定する特定ガス導管事業」に改める。

(大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)第四条第十九号

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第二条第四号

三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第三条第二十号

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第二十号

(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令の一部改正)

第二十二条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四十条の二第一項」を「第百五十九条第一項」に改める。

(対内直接投資等に関する政令の一部改正)

第二十三条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「第二条第十項に規定するガス事業」を「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第二十四条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号カ中「第二条第一項（）」を「第二条第五項（）」に、「一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「特定ガス導管事業」に改める。

(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する

法律施行令の一部改正)

第二十五条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保

に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号ロを次のように改める。

ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下この号において単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同法第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同法第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同法第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二号中「同条第三項の簡易ガス事業」を「同条第二項のガス小売事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）」に改める。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第二条第一項に規定する一般ガス事業、」を「第二条第二項に規定するガス小売事業又は」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改める。

第六条第一号中「第二条第一項」を「第二条第十一項」に、「一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「ガス事業」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十八条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十項第一号中「附則第六十五条第四項第一号」を「附則第六十五条第二項」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号チを次のように改める。

チ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下チにおいて単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を

著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第三十条 産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「第三条」の下に「の登録」を加え、「第三十七条の二」を「第三十五条」に改める。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第三十一条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第十八号中「第五十条第一項」を「第百八十四条第一項」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十二条 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政

令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え)

第四条 改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五条の規定による改正前のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。)の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給
第七条第一項	三年	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。)第五条の規定による改正前のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。)第三条の許可を受けた日(改正法第五条の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧ガス事

<p>第十条第一項及び</p>	<p>第十条の見出し</p>	<p>第七条第四項</p>	<p>第七条第二項</p>			
<p>一般ガス事業の</p>	<p>事業</p>	<p>その事業</p>	<p>供給区域又は供給地点</p>	<p>事業を</p>	<p>その事業の</p>	
<p>指定旧供給区域等小売供給の</p>	<p>指定旧供給区域等小売供給</p>	<p>その指定旧供給区域等小売供給</p>	<p>指定旧供給区域等（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。以下同じ。）</p>	<p>指定旧供給区域等小売供給を</p>	<p>）の 項に規定する指定旧供給区域等小売供給をいう。以下同じ。</p>	<p>業法第八条第一項の許可であつて供給区域（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域をいう。以下同じ。）又は供給地点（同号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から三年</p>

第二項	第十条第三項	第十一条第一項		第十三条の見出し	第十三条第一項及び第三項	第十四条の見出し	第十四条第一項	
	第五条	一般ガス事業の地位	地位	事業	一般ガス事業の	事業の許可	事業を	可 は、第三条の許可
	改正法附則第二十三条第二項	指定旧供給区域等小売供給の	地位（指定旧供給区域等小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）	指定旧供給区域等小売供給	指定旧供給区域等小売供給の	ガス小売事業の登録	指定旧供給区域等小売供給を	（施行日前に旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給区域又は供給地点であつて

第十五条第一項	第十四条第三項		第十四条第二項	
第八条第一項の	許可	第三条の許可	この法律若しくはこの法律	
施行日前に旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給区	登録	新ガス事業法第三条の登録	第七條第四項、第十一條第二項、前條第一項、第十七條第四項若しくは第七項、第十九條、第二十條本文、第二十六條若しくは第二十六條の二の規定若しくは改正法附則第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三項若しくは第六項、第二十四條第一項、第二十六條第三項、第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項の規定又はこれらの規定	指定旧供給区域等である区域又は地点において指定旧供給区域等小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三条の登録

第十五条第二項			
供給区域の一部	<p>規定による第六 条第二項第三号 の事項の変更の 許可</p>	<p>第八条第三項に おいて準用する 第七条第一項</p>	<p>区域又は供給地点の増加に係るもの</p>
指定旧供給区域等の一部	<p>であつて指定旧供給区域等である区域若しくは地点において 指定旧供給区域等小売供給を開始しないとき又は改正法附則 第二十三条第一項の許可を受けた旧一般ガスみなしガス小売 事業者が同条第三項の規定により指定した期間内にその増加 する指定旧供給区域等において指定旧供給区域等小売供給</p>	<p>第七条第一項</p>	

		第十七条第六項	第十七条第四項及 び第五項		第十七条第三項	第十七条の見出し			
供給約款	一般ガス事業を	第一項後段	供給約款	供給約款	第一項後段	供給約款等	供給区域を減少 し、又はその供 給地点	一般ガス事業を	又は供給地点
指定旧供給区域等小売供給約款	指定旧供給区域等小売供給を	改正法附則第二十四条第一項後段	指定旧供給区域等小売供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款	改正法附則第二十四条第一項後段	指定旧供給区域等小売供給約款	指定旧供給区域等	指定旧供給区域等小売供給を	

第十七条第七項から第十項まで	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十八条の見出し	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十八条第一項	前条第一項	改正法附則第二十四条第一項
	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
	同条第四項	前条第四項
第十八条第二項	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十九条の見出し	供給約款等	指定旧供給区域等小売供給約款
第十九条	第十七条第一項	改正法附則第二十四条第一項
	供給約款の 同条第四項	指定旧供給区域等小売供給約款の 第十七条第四項
	、若しくは	、又は
	、又は第十七条	は、その指定旧供給区域等小売供給約款

	第二十条の見出し	第二十条			
第十二項の規定により選択約款の届出をしたときは、その供給約款又は選択約款	供給約款等	第十七条第一項	供給約款（同条第四項 供給約款）	又は第十七条第十二項の規定に	
	指定旧供給区域等小売供給約款	改正法附則第二十四条第一項	指定旧供給区域等小売供給約款（第十七条第四項	指定旧供給区域等小売供給約款）	以外

<p>第四十七条の六第一項第一号</p>	<p>第二十六条の二第一項第一号</p>	
<p>第三条、第八条第一項（第三十</p>	<p>大口供給</p>	<p>よる届出をした 選択約款以外 供給区域におけ る一般の需要 ただし、大口供給 を行う場合に おいてその供給 の相手方と合意 したとき、又は</p>
<p>第十三条第一項</p>	<p>指定旧供給区域等小売供給</p>	<p>指定旧供給区域等需要（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等需要をいう。） ただし、</p>

<p>第四十七条の六第一項第二号</p>	
<p>第九条第五項（第三十七条の七第一項において</p>	<p>七条の七第一項において準用する場合を含む。        ）、第十三条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）        又は第三十七条の二</p>
<p>第十七条第五項若しくは第十項又は第十八条第一項</p>	

---

準用する場合を  
含む。）、第十  
七条第五項、第  
十項若しくは第  
十三項（これら  
の規定を第三十  
七条の七第一項  
において準用す  
る場合を含む。  
）、第十八条第  
一項（第三十七  
条の七第一項に  
おいて準用する

---

---

場合を含む。）  
、第二十二條第  
四項若しくは第  
六項（これらの  
規定を第三十七  
條の人において  
準用する場合を  
含む。）、第二  
十二條の二第三  
項から第五項ま  
で（これらの規  
定を第三十七條  
の人において準

---

---

用する場合を含む。  
む。）、第二十二  
二条の四第二項  
（第三十七条の  
八において準用  
する場合を含む  
。）、第二十二  
条の五第五項（  
同条第八項にお  
いて準用する場  
合を含む。）、  
第二十三条第四  
項、第二十五条

---

---

の二第一項（第  
三十七條の七第  
一項、第三十七  
條の八及び第三  
十七條の十にお  
いて準用する場  
合を含む。）若  
しくは第二項（  
第三十七條の七  
第一項において  
準用する場合を  
含む。）、第二  
十七條、第三十

---

<p>第四十七条の六第一項第三号</p>	
<p>第十條第一項若しくは第二項（これらの規定を</p>	<p>七条の七の二第五項（同条第八項において準用する場合を含む。又は第三十七條の七の三四項（第三十七條の九第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第十條第一項若しくは第二項、第十三條第二項又は第二十条ただし書</p>	

---

第三十七条の七  
第一項において  
準用する場合を  
含む。）、第十  
三条第二項（第  
三十七条の七第  
一項において準  
用する場合を含  
む。）、第十七  
条第一項（第三  
十七条の七第一  
項において準用  
する場合を含む

---

<p>第四十七条の六第一項第五号</p>	<p>第四十七条の六第一項第四号</p>	
<p>第十五条第二項 (第三十七条の七第一項におい</p>	<p>第十四条第二項 (第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>。)、第二十条ただし書又は第三十七条の六の二ただし書</p>
<p>第十五条第二項</p>	<p>新ガス事業法第三条の登録</p>	<p>第十四条第二項</p>

第四十九条第一項	第四十八条	第四十七条の六第一項第六号			
第十五条第二項	第三条、第十七条第一項又は第十八条第二項	第十八条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	供給区域又は供給地点	て準用する場合を含む。）	
第十五条第二項	第十八条第二項	第十八条第二項	指定旧供給区域等		

	<p>(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>供給区域若しくは供給地点の減少又は第三十九条の十四の規定による禁止</p>	
<p>第四十九条第二項</p>	<p>第十四条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは</p>	<p>第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項</p>
	<p>指定旧供給区域等の減少</p>	

---

は第二項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第三十六。）、第三十六条の十三、第三十六条の二十六（第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の十

---

	<p>四又は第三十九 条の十七第一項</p>	
<p>第五十条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>第七条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第五項若しくは第十項、第十八条若しくは第二十条ただし書の規定又は改正法附則第二十二条第一項、第二項若しくは第六項、第二十三条第一項、第三項若しくは第五項、第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第四項若しくは第三十三条第一項</p>
<p>第五十二条の二第 四項</p>	<p>この法律</p>	<p>第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条</p>

	<p>権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）</p> <p>経済産業局長又は産業保安監督部長</p>	<p>の六、第四十八条、第四十九条及び第五十条</p> <p>権限</p>
<p>第五十六条第一号</p>	<p>第十三条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合</p>	<p>第十三条第一項</p>

	<p>を含む。）</p> <p>一般ガス事業又は簡易ガス事業</p>	<p>指定旧供給区域等小売供給</p>
<p>第五十七条第一号</p>	<p>第九条第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第七條第五項、第十項若しくは第十三項（これらの規定を第三十七條の七第一項</p>	<p>第十七條第五項又は第十項</p>

---

において準用する  
場合を含む。

）、第二十二條  
第四項若しくは  
第六項（これら  
の規定を第三十  
七條の八におい  
て準用する場合  
を含む。）、第  
二十二條の二第  
三項から第五項  
まで（これらの  
規定を第三十七

---

---

条の八において  
準用する場合を  
含む。）、第二  
十二条の四第二  
項（第三十七条  
の八において準  
用する場合を含  
む。）、第二十  
二条の五第五項  
（同条第八項に  
おいて準用する  
場合を含む。）、  
第二十三条第

---

---

四項、第二十五  
条の二第一項（  
第三十七条の七  
第一項、第三十  
七条の八及び第  
三十七条の十に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
若しくは第二項  
（第三十七条の  
七第一項におい  
て準用する場合  
を含む。）、第

---

	第五十七条第二号
<p>三十七条の七の 二第五項（同条 第八項において 準用する場合を 含む。）又は第 三十七条の七の 三第四項（第三 十七条の九第二 項において準用 する場合を含む 。）</p>	<p>第二十条、第二 十二条第三項（</p>
	第二十条

	第五十九条第一号
<p>第三十七条の八      において準用する      場合を含む。      ）、第二十二條      の二第二項（第      三十七條の八に      おいて準用する      場合を含む。）      又は第三十七條      の六の二</p>	<p>第七條第四項（      第八條第三項（      第三十七條の七</p>
第七條第四項又は第十一條第二項	

---

第一項において  
準用する場合を  
含む。）及び第  
三十七条の七第  
一項において準  
用する場合を含  
む。）、第十一  
条第二項（第三  
十七条の七第一  
項及び第三十七  
条の八において  
準用する場合を  
含む。）、第二

---

---

十二条第一項（  
同条第二項（第  
三十七条の八に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
及び第三十七条  
の八において準  
用する場合を含  
む。）、第二十  
二条の二第一項  
（第三十七条の  
八において準用  
する場合を含む

---

---

。）、第二十五  
条第一項若しく  
は第二項、第三  
十条第一項若し  
くは第二項（こ  
れらの規定を第  
三十七条の七第  
三項、第三十七  
条の八及び第三  
十七条の十にお  
いて準用する場  
合を含む。）、  
第三十一条第二

---

---

項（第三十七条の七第一項、第三十七条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第七項若しくは第八項（第三十七条の八、第三十七条の十及び第三

---

第五十九条第二号	
第十九条（第三	十八條第二項に おいて準用する 場合を含む。） 、第三十六條の 二十三（第三十 九條の十五第二 項において準用 する場合を含む 。）、第三十七 條の七の二第九 項又は第三十八 條の二
第十九条	

	第六十条第二号
<p>十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第五項（第三十七條の人において準用する場合を含む。）又は第二十五條第三項</p>	<p>第五十五条から第五十六條の二（第四号及び第</p>
	<p>第五十六條第一号、第五十七條第一号若しくは第二号又は第五十九條第一号若しくは第二号</p>

	<p>第六十条の二第一号</p>
<p>五号に係る部分を除く。）まで 又は第五十七条から第五十九条まで</p>	<p>第二十二條の三第一項（第三十七條の八において準用する場合を含む。）、第二十六條第一項（第三十七條の七第一項及び第</p>
	<p>第二十六條第一項又は第二十六條の二第一項</p>

	第六十条の二第三号
三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第一項	第二十六条第二項(第三十七条の八において準用する場合を含む。 )又は第二十六条の二第二項
	第二十六条第二項又は第二十六条の二第二項

第九条を第十四条とし、第六条から第八条までを五条ずつ繰り下げる。

第五条中「第九条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第四条の次に次の五条を加える。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る権限の委任）

第五条 改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法（以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。）第七条、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、同条第三項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第十四条第三項、第十七条第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項、第十八条、第二十条ただし書、第二十六条第二項、第二十六条の二第二項、第四十八条並びに第四十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。以下同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者（指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 なお効力を有する旧ガス事業法第十条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限（前項に

規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）に関するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ガス事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の六の 二の見出し	供給約款等	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の六の 二	次条第一項において準用する第十七条第一項	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第三十条第一項
供給約款	指定旧供給地点小売供給約款	

<p>又は次条第一項 において準用す る第十七条第十 二項の規定によ る届出をした選 択約款以外</p>	<p>以外</p>
<p>一般の需要</p>	<p>指定旧供給地点需要（改正法附則第二十八条第一項に規定す る指定旧供給地点需要をいう。）</p>
<p>ただし、特定ガ ス大口供給（特 定ガス発生設備 のうち政令で定 めるものにおい</p>	<p>ただし、</p>

---

て発生させたガスの供給であつてガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるものうち、経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

）を行う場合においてその供給の相手方と合

---

	<p>意したとき、又は</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第七条の見出し</p>	<p>事業</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項</p>	<p>三年</p>	<p>改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）第三十七条の二の許可を受けた日（改正法第五条の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給地点（旧ガス事業法第三十七条の五第二項第三号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合</p>	<p>指定旧供給地点小売供給</p>

	その事業の	にあつては、当該許可を受けた日）から三年
第三十七条の七第一項において準用する第七条第二項	供給区域又は供給地点	指定旧供給地点（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下同じ。）
第三十七条の七第一項において準用する第七条第四項	その事業	その指定旧供給地点小売供給
第三十七条の七第一項において準用する第十条の見出す	事業	指定旧供給地点小売供給

し	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十条第一項及び第二項</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十条第三項</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十一条第一項</p>	<p>第三十七条の七第一項</p>
	<p>一般ガス事業の</p>	<p>第五条</p>	<p>一般ガス事業の地位</p>	<p>事業</p>
	<p>指定旧供給地点小売供給の</p>	<p>改正法附則第二十九条第二項</p>	<p>指定旧供給地点小売供給の地位（指定旧供給地点小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）</p>	<p>指定旧供給地点小売供給</p>

<p>一項において準用する第十三条の見出し</p>	<p>一般ガス事業の</p>	<p>指定旧供給地点小売供給の</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項及び第三項</p>	<p>事業の許可</p>	<p>ガス小売事業の登録</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十四条の見出し</p>	<p>事業を</p>	<p>指定旧供給地点小売供給を</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用</p>	<p>は、第三条の許</p>	<p>(施行日前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準</p>

<p>する第十四条第一項</p>	<p>可</p>	<p>用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて指定旧供給地点である地点において指定旧供給地点小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三条の登録</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十四条第二項</p>	<p>この法律若しくはこの法律</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第七条第四項、第十条第二項、前条第一項、第十七条第四項若しくは第七項、第十九条若しくは第二十六条第一項の規定若しくは改正法附則第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三項若しくは第六項、第三十条第一項、第三十二条第三項、第三十三条第二項若しくは第三十四条第二項の規定又はこれらの規定</p>
<p>第三条の許可</p>	<p>新ガス事業法第三条の登録</p>	

<p>第三十七条の七第一項において準用する第十四条第三項</p>	<p>許可</p>	<p>登録</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十五条第一項</p>	<p>第八条第一項の規定による第六条第二項第三号の事項の変更の許可</p>	<p>施行日前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るもの</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項</p>	<p>第八条第三項において準用する第七条第一項</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項</p>
<p>供給区域若しく</p>	<p>供給区域若しく</p>	<p>供給地点であつて指定旧供給地点である地点において指定旧</p>

	<p>は供給地点において事業</p>	<p>供給地点小売供給を開始しないとき又は改正法附則第二十九条第一項の許可を受けた旧簡易ガスみなしガス小売事業者が同条第三項の規定により指定した期間内にその増加する指定旧供給地点において指定旧供給地点小売供給</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用</p>	<p>供給区域の一部 又は供給地点</p>	<p>指定旧供給地点の一部</p>
<p>する第十五条第二項</p>	<p>一般ガス事業を供給区域を減少し、又はその供給地点</p>	<p>指定旧供給地点</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十七条の見</p>	<p>供給約款等</p>	<p>指定旧供給地点小売供給約款</p>

出し	第三十七条の七第 一項において準用 する第十七条第三 項	第一項後段 供給約款	改正法附則第三十条第一項後段 指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の七第 一項において準用 する第十七条第四 項及び第五項	供給約款	指定旧供給地点小売供給約款	
第三十七条の七第 一項において準用 する第十七条第六 項	第一項後段 一般ガス事業を 供給約款	改正法附則第三十条第一項後段 指定旧供給地点小売供給を 指定旧供給地点小売供給約款	



<p>一項において準用する第十八条第二項</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十九条の見出し</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十九条</p>	<p>供給約款等</p>		<p>第十七条第一項 供給約款の 同条第四項 、若しくは 、又は第十七条 第十二項の規定</p>
<p>指定旧供給地点小売供給約款</p>	<p>改正法附則第三十条第一項</p>	<p>指定旧供給地点小売供給約款の 第三十七条の七第一項において準用する第十七条第四項 、又は は、その指定旧供給地点小売供給約款</p>			

	<p>第四十七条の六第一項第一号</p>
<p>により選択約款の届出をしたときは、その供給約款又は選択約款</p>	<p>第三条、第八条第一項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十七條の七第一項に</p>
	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十三条第一項</p>

	<p>において準用する 場合を含む。） 又は第三十七条 の二</p>	
<p>第四十七条の六第 一項第二号</p>	<p>第九条第五項（ 第三十七条の七 第一項において 準用する場合を 含む。）、第十 七条第五項、第 十項若しくは第 十三項（これら の規定を第三十</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十七条第五項若し くは第十項又は第十八条第一項</p>

---

七条の七第一項  
において準用す  
る場合を含む。  
）、第十八条第  
一項（第三十七  
条の七第一項に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
、第二十二条第  
四項若しくは第  
六項（これらの  
規定を第三十七  
条の人において

---

---

準用する場合を  
含む。）、第二  
十二条の二第三  
項から第五項ま  
で（これらの規  
定を第三十七条  
の八において準  
用する場合を含  
む。）、第二十  
二条の四第二項  
（第三十七条の  
八において準用  
する場合を含む

---

---

。）、第二十二  
条の五第五項（  
同条第八項にお  
いて準用する場  
合を含む。）、  
第二十三条第四  
項、第二十五条  
の二第一項（第  
三十七条の七第  
一項、第三十七  
条の八及び第三  
十七条の十にお  
いて準用する場

---

---

合を含む。) 若  
しくは第二項(、  
第三十七條の七  
第一項において  
準用する場合を  
含む。)、第二  
十七條、第三十  
七條の七の二第  
五項(同條第八  
項において準用  
する場合を含む  
。又は第三十  
七條の七の三第

---

	<p>四項（第三十七 条の九第二項に おいて準用する 場合を含む。）</p>	
<p>第四十七條の六第 一項第三号</p>	<p>第十條第一項若 しくは第二項（ これらの規定を 第三十七條の七 第一項において 準用する場合を 含む。）、第十 三條第二項（第 三十七條の七第</p>	<p>第三十七條の六の二ただし書又は第三十七條の七第一項にお いて準用する第十條第一項若しくは第二項若しくは第十三條 第二項</p>

<p>第四十七条の六第一項第四号</p>	
<p>第十四条第二項（第三十七条の</p>	<p>一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十条ただし書又は第三十七条の六の二ただし書</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十四条第二項</p>	

<p>第四十七条の六第一項第六号</p>		<p>第四十七条の六第一項第五号</p>	
<p>第十八条第二項（第三十七条の</p>	<p>給地点 供給区域又は供給地点</p>	<p>第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>許可 七第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十八条第二項</p>	<p>指定旧供給地点</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十五条第二項</p>	<p>新ガス事業法第三条の登録</p>

	<p>第四十九条第一項</p>	
<p>七第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>供給区域若しくは供給地点の減少又は第三十九条の十四の規定による禁止</p>
	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十五条第二項</p>	<p>指定旧供給地点の減少</p>

第四十九条第二項

第十四条第一項

第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若し

若しくは第二項

くは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項

若しくは第十五

条第一項若しく

は第二項（これ

らの規定を第三

十七条の七第一

項において準用

する場合を含む

。）、第三十六

条の十三、第三

十六条の二十六

（第三十九条の

	<p>十五第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の十 四又は第三十九条の十七第一項</p>	
<p>第五十条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>第三十七条の六の二ただし書の規定、第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第五項若しくは第十項若しくは第十八条の規定又は改正法附則第二十八条第一項、第二項若しくは第五項、第二十九条第一項、第三項若しくは第五項、第三十条第一項、第</p>

	<p>第五十二条の二第 四項</p>	
<p>この法律</p>	<p>三十二条第一項若しくは第四項若しくは第三十三条第二項 第三十七条の六の二の規定、第三十七条の七第一項において 準用する第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条 まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条、第十九条 及び第二十六条第一項の規定並びに第四十七条の六、第四十 九条及び第五十条</p>	<p>権限（第一項又 は第二項の規定 により委員会に 委任されたもの を除く。）</p>
<p>経済産業局長又 は産業保安監督</p>	<p>経済産業局長</p>	

	第五十六条第一号	部長	第十三条第一項 (第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)
	第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項	第五十七条第一号	第九條第五項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）、第十
	指定旧供給地点小売供給	第三十七條の七第一項において準用する第十七條第五項又は第十項	

---

七条第五項、第十項若しくは第十三項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）  
）、第二十二條第四項若しくは第六項（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合

---

---

を含む。）、第  
二十二条の二第  
三項から第五項  
まで（これらの  
規定を第三十七  
条の人において  
準用する場合を  
含む。）、第二  
十二条の四第二  
項（第三十七条  
の人において準  
用する場合を含  
む。）、第二十

---

---

二条の五第五項  
（同条第八項に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
、第二十三条第  
四項、第二十五  
条の二第一項（  
第三十七条の七  
第一項、第三十  
七条の八及び第  
三十七条の十に  
おいて準用する  
場合を含む。）

---

---

若しくは第二項  
（第三十七条の  
七第一項におい  
て準用する場合  
を含む。）、第  
三十七条の七の  
二第五項（同条  
第八項において  
準用する場合を  
含む。）又は第  
三十七条の七の  
三第四項（第三  
十七条の九第二

---

	第五十七条第二号
<p>項において準用する場合を含む。</p>	<p>第二十条、第二十二條第三項（第三十七條の八において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第二項（第三十七條の八において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十七條の六の二</p>	

	<p>又は第三十七条の六の二</p>	
<p>第五十九条第一号</p>	<p>第七條第四項（第八條第三項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）、第十一條第二項（第三</p>	<p>第三十七條の七第一項において準用する第七條第四項又は第十一條第二項</p>

---

十七条の七第一  
項及び第三十七  
条の八において  
準用する場合を  
含む。）、第二  
十二条第一項（  
同条第二項（第  
三十七条の八に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
及び第三十七条  
の八において準  
用する場合を含

---

---

む。）、第二十  
二条の二第一項  
（第三十七条の  
八において準用  
する場合を含む  
。）、第二十五  
条第一項若しく  
は第二項、第三  
十条第一項若し  
くは第二項（こ  
れらの規定を第  
三十七条の七第  
三項、第三十七

---

---

条の八及び第三  
十七条の十にお  
いて準用する場  
合を含む。）、  
第三十一条第二  
項（第三十七条  
の七第一項、第  
三十七条の八、  
第三十七条の十  
及び第三十八条  
第二項において  
準用する場合を  
含む。）、第三

---

---

十六条の二第七  
項若しくは第八  
項（第三十七条  
の八、第三十七  
条の十及び第三  
十八条第二項に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
、第三十六条の  
二十三（第三十  
九条の十五第二  
項において準用  
する場合を含む

---

	第五十九条第二号
<p>。）、第三十七  条の七の二第九  項又は第三十八  条の二</p>	<p>第十九条（第三  十七条の七第一  項において準用  する場合を含む  。）、第二十二  条第五項（第三  十七条の八にお  いて準用する場  合を含む。）又</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十九条</p>	

<p>第六十条の二第一号</p>		
<p>第二十二條の三 第一項（第三十七條の八において準用する第二十六條第一項</p>	<p>は第二十五條第三項</p> <p>第五十五條から第五十六條の二（第四号及び第五号に係る部分を除く。）まで又は第五十七條から第五十九條まで</p>	
<p>第三十七條の七第一項において準用する第二十六條第一項</p>	<p>第五十六條第一号、第五十七條第一号若しくは第二号又は第五十九條第一号若しくは第二号</p>	

て準用する場合  
を含む。）、第  
二十六条第一項  
（第三十七条の  
七第一項及び第  
三十七条の八に  
おいて準用する  
場合を含む。）  
又は第二十六条  
の二第一項

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る権限の委任）

第七条 改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法（以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。）第三十七条の六の二、なお効力を有す

る旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用するな効力を有する旧ガス事業法第七条、第十条第一項及び第二項、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項及び第二項、同条第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項及び第二項、第十七条第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項並びに第十八条並びにな効力を有する旧ガス事業法第四十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、指定旧供給地点（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するものは、指定旧供給地点を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

第八条 改正法附則第三十三条第一項の規定により経済産業大臣が旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給区域等小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給区域等小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

2 改正法附則第三十三条第二項の規定により経済産業大臣が旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給地点小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給地点小売

供給に関する会計の整理に関する事項とする。

(権限の委任)

第九条 改正法附則第四十一条第一項の政令で定める規定は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第十七条第五項及び第十項、第十八条から第二十条まで、第二十六条第一項並びに第二十六条の二第一項の規定、改正法附則第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条の規定、改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第三十七条の六の二並びに第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第十七条第五項及び第十項、第十八条、第十九条並びに第二十六条第一項の規定並びに改正法附則第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条の規定とする。

2 改正法附則第四十一条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（次項及び第四項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うもの

とする。ただし、同表第十一号及び第十二号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

<p>一 改正法附則第十二条第二項、第三項及び第五項に基づく権限であつて、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるみなしガス小売事業者（当該区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>二 改正法附則第十四条第二項の規定に基づく権限であつて、供給区域（改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三十八条第二項第四号の供給区域をいう。以下この号において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十四条第一項の規定により新ガス事業法第五十五条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>

<p>三 改正法附則第十五条第二項の規定に基づく権限であつて、同項の規定により提出される書類に記載された導管（以下この号において「特定導管」という。）の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十五条第一項の規定により新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
<p>四 改正法附則第二十二條第二項、第二十三條第一項、第三項、第五項及び第六項、第二十四條第一項、第二十五條並びに第二十七條（改正法附則第二十四條第一項の認可に係るものに限る。）の規定に基づく権限であつて、指定旧供給区域等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者（指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの</p>	<p>指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長</p>
<p>五 改正法附則第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三項、第五項及び第六項、第三十條第一項並びに第三十一條の規定に基づく権限であつて指</p>	<p>指定旧供給地点を管轄する経済産業局長</p>

定旧供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するもの

六 改正法附則第三十三条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づく権限  
(改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

七 改正法附則第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づく権限  
(改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

4 次の表の上欄に掲げる改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 改正法附則第三十三条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づく権限	指定旧供給区域等を管轄する経済産業局
------------------------------------	--------------------

二 改正法附則第三十三條第二項及び第三十四條第二項の規定に基づく権限

長

指定旧供給地点を管轄する経済産業局長

本則に次の一条を加える。

(改正法附則第七十八條第二項の政令で定める償却資産等)

第十五條 改正法附則第七十八條第二項の政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置及び導管（供給管及び屋内管を除く。次項において同じ。）であつて、専ら指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するものとする。

2 改正法附則第七十八條第三項の政令で定める償却資産は、新ガス事業法第二條第一項に規定する特定ガス発生設備（容器及び気化装置を除く。）及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管であつて、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するものとする。

## 第二章 経過措置

(改正法附則第十二条第二項の書類に関する経過措置)

第三十三条 電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第十二条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「新ガス事業法」という。)第三条の登録を受けたものとみなされる者が、改正法附則第十六条第二項前段の登録を受けた場合は、改正法附則第十二条第二項の規定による書類の提出を要しない。

(ガス小売事業の変更登録に係る準備行為)

第三十四条 改正法附則第十六条第二項後段の規定により新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)前においても、新ガス事業法第七条第二項及び同条第三項において準用する新ガス事業法第四条第二項の規定の例により、その変更登録の申請をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により変更登録の申請があつた場合には、第五号施行日前においても、新ガス事業法第七条第一項本文及び第二項、同条第三項において準用する新ガス事業法第四条第二項、第五条及び第六条、第十二条、第一百七十七条第一項第二号及び第二項並びに第一百八十九条第四項の規定の例に

より、その変更登録をすることができるとは、この場合において、その変更登録を受けた者は、第五号施行日に新ガス事業法第七条第一項本文の変更登録を受けたものとみなす。

(みなしガス小売事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置)

第三十五条 第五号施行日以後に締結される小売供給契約（新ガス事業法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この条において同じ。）について、改正法附則第十二条第一項の規定により新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる改正法附則第十二条第二項に規定するみなしガス小売事業者及び当該みなしガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「みなしガス小売事業者等」という。）が、第五号施行日前に新ガス事業法第十四条第一項及び第二項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときは、同条第二項に規定する書面を交付し、かつ、同条第一項の規定による説明をしたものとみなす。第五号施行日前に同項及び同条第三項の規定の例により、同条第二項に規定する事項を提供し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときも、同様とする。

2 第五号施行日以後に締結される小売供給契約について、みなしガス小売事業者等が、第五号施行日前に

新ガス事業法第十五条第一項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する事項を提供しているときは、同項に規定する書面を交付したものとみなす。

3 前二項の規定は、改正法附則第十六条第二項後段の規定により新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者及び当該者が行う小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者について準用する。

(特定ガス導管事業に係る託送供給約款の届出等に係る準備行為)

第三十六条 改正法附則第十五条第一項の規定により新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされているとみなされる者(第三項及び第四項において「ガス導管事業者等」という。)は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第七十六条第一項本文及び第百八十九条第四項の規定の例により、託送供給約款を届け出ることができる。

2 前項の規定は、第五号施行日前において同項の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 経済産業大臣は、第五号施行日前においても、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る託送供給約款について、新ガス事業法第七十六条第四項、第七十七条第一項第五号及び第二項並びに第八十九条第四項の規定の例により、当該ガス導管事業者等に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 ガス導管事業者等は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたときは、新ガス事業法第七十六条第五項の規定の例により、その託送供給約款を公表しなければならない。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る託送供給約款は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の規定による届出に係る託送供給約款は、新ガス事業法第七十六条第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款とみなし、第二項の規定による届出に係る託送供給約款は、同条第二項において準用する同条第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款とみなす。

（一般ガス導管事業に係る託送供給約款の変更の届出に係る準備行為）

第三十七条 改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者（同項に規定する一般ガス事業

者をいう。以下この条において同じ。）は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第四十八条第二項、第七十七條第一項第七号及び第二項並びに第八十九條第四項の規定の例により、当該認可を受けた託送供給約款の変更に係る経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 改正法附則第十八条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

3 改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第四十八条第五項の規定の例により、当該認可を受けた託送供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般ガス事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、新ガス事業法第四十八条第六項及び第八十九條第四項の規定の例により、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

5 経済産業大臣は、第五号施行日前においても、前項の規定による届出に係る託送供給約款について、新ガス事業法第四十八条第七項、第七十七條第一項第五号及び第二項並びに第八十九條第四項の規定の例により、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずる

ことができる。

6 改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第四十八条第八項の規定の例により、当該認可を受けた託送供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

7 一般ガス事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、新ガス事業法第四十八条第九項及び第十項並びに第八十九条第四項の規定の例により、その旨及び変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 経済産業大臣は、第五号施行日前においても、前項の規定による届出に係る託送供給約款について、新ガス事業法第四十八条第十二項、第七十七条第一項第五号及び第二項並びに第八十九条第四項の規定の例により、当該一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

9 一般ガス事業者は、第一項の規定により託送供給約款の認可を受け、又は第四項若しくは第七項の規定により託送供給約款の変更の届出をしたときは、新ガス事業法第四十八条第十三項の規定の例により、そ

の託送供給約款を公表しなければならない。

10 第一項の認可を受けた託送供給約款及び第四項の規定による届出に係る託送供給約款は、第五号施行日にその効力を生ずるものとし、第七項の規定による届出に係る託送供給約款は、第五号施行日（当該届出が受理された日から三十日を経過した後の日が第五号施行日より後の日であるときには、当該経過した後の日）にその効力を生ずるものとする。

11 第一項の認可を受けた託送供給約款は、新ガス事業法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款とみなし、第四項の規定による届出に係る託送供給約款は、同条第六項の規定による届出に係る託送供給約款とみなし、第七項の規定による届出に係る託送供給約款は、同条第九項の規定による届出に係る託送供給約款とみなす。

（権限の委任）

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限

を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三十三条から第三十七条までの規定は、公布の日から施行する。

（道路法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行前に一般ガス事業者（改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（以下この項において「旧ガス事業法」という。）第二条第二項に規定する一般ガス事業者をいう。）又は簡易ガス事業者（旧ガス事業法第二条第四項に規定する簡易ガス事業者をいう。）がした道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請であつて、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る占用の期間に関する基準については、第六条の規定による改正後の道路法施行令（以下この条において「新道路法施行令」という。）第九条第一号ホの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新道路法施行令第九条第一号ホの規定の適用については、改正法附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（附則第五条第一項及び附則第六条第一項において単に「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間、同号ホ中「ガス小売事業を除く。」とあるのは、「ガス小売事業を除く。」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。

3 新道路法施行令第九条第一号ホの規定の適用については、改正法附則第二十八条第一項に規定する旧簡

易ガスみなしガス小売事業者（附則第五条第二項及び附則第六条第二項において単に「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）が改正法附則第二十八条第一項の義務を負う間、同号ホ中「ガス小売事業を除く。」とあるのは、「ガス小売事業を除く。」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第九条の規定による改正後の所得税法施行令第六条の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得する同条第八号カに掲げる電気ガス供給施設利用権について適用し、個人が施行日前に取得した第九条の規定による改正前の所得税法施行令第六条第八号カに掲げる電気ガス供給施設利用権については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十条の規定による改正後の法人税法施行令（以下この条において「新法人税法施行令」という。）

第十三条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得する新法人税法施行令第十三条第八号ヨ

に掲げる電気ガス供給施設利用権について適用し、法人が施行日前に取得した第十条の規定による改正前の法人税法施行令第十三条第八号ヨに掲げる電気ガス供給施設利用権については、なお従前の例による。

（都市計画法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第十二条の規定による改正後の都市計画法施行令（以下この条において「新都市計画法施行令」という。）第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間、新都市計画法施行令第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。）」とする。

2 新都市計画法施行令第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十八条第一項の義務を負う間、新都市計画法施行令第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売

供給を行う事業を除く。」とする。

(都市緑地法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十六条の規定による改正後の都市緑地法施行令(以下この条において「新都市緑地法施行令」という。)第三条第二十九号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十二條第一項の義務を負う間、同号中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。)」とする。

2 新都市緑地法施行令第三条第二十九号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十八條第一項の義務を負う間、同号中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業を除く。)」とする。

(消費税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二十四條の規定による改正後の消費税法施行令(以下この条において「新消費税法施行令」とい

う。) 第五条の規定は、事業者(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が施行日以後に国内(同項第一号に規定する国内をいう。以下この条において同じ。)において行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)に係る新消費税法施行令第五条第八号カに掲げる電気ガス供給施設利用権について適用し、事業者が施行日前に国内において行った課税仕入れに係る第二十四条の規定による改正前の消費税法施行令第五条第八号カに掲げる電気ガス供給施設利用権については、なお従前の例による。

## 理由

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、ガス事業法施行令その他の関係政令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。